

平成 20 年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した
契約の締結実績の概要について（お知らせ）

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）第 8 条第 1 項の規定に基づき、平成 20 年度における独立行政法人日本貿易振興機構（本部、アジア経済研究所、大阪本部及び全貿易情報センターを含む）の温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（環境配慮契約）の締結実績を次のとおり公表します。

1. 環境配慮契約の締結状況

○電力の供給を受ける契約

当機構では、アジア経済研究所以外はすべて民間ビルからの借館又は区分所有であり、電気の供給を受ける契約は入居ビルを所有している企業が電力会社と締結していることから、独自に契約を締結することは困難な状況である。また、アジア経済研究所は裾切り方式の導入を検討した結果、採用可能と判断し、他機関等の入札条件、仕様書等について情報収集を行い、入札実施に向け準備を整えた。21 年度中に入札を行い、裾切り方式を導入する予定である。

契約締結件数（総件数） ※裾切り方式によらない場合を含む	左記のうち裾切り方式による契約締結件数
39 件	うち 0 件

電力の契約量（総量） ※裾切り方式によらない場合を含む	左記のうち裾切り方式による契約量
193,806 kWh	うち 0 kWh

○自動車の購入に係る契約

当機構は、自動車の調達において従来から購入ではなくリース契約を締結しているところであるが、契約に際し、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の基準を満たす車両を用いることとしている。

2. その他の環境配慮契約に係る事項

- 環境配慮契約を推進するため、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に基づき、自動車の賃借を含め環境物品等の調達を適切に実施することとしている。
- 平成 21 年度は、アジア経済研究所における電気の供給を受ける契約で裾切り方式の採用を実施する予定である。